

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

施策番号	取組	施策名	ページ	課名	施策の方向性(共生社会づくり計画記載事項)	R5年度具体的取り組み
1-1-1	拡充	市民を対象とした意識啓発	23	人権共生課	性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女がともに家庭、地域、職場における男女共同参画意識を向上させるため、共生社会づくりフォーラムやパネル展示、共生社会づくり広報紙等を通じての啓発等を行います。	・共生社会づくりフォーラム(定員70人)において、ユニバーサルデザインや女性活躍をテーマにした講演や参加者による意見交換会を行い、固定的役割分担意識の払拭につなげる。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」を年2回全戸配布し、広く啓発を図る。 ・男女共同参画週間に合わせたパネルを市役所1階で展示し、来庁者に向けた啓発を図る。
1-1-1	継続	生涯を通じた学習機会の確保	23	生涯学習課	公民館の講座や、企業における研修等により、生涯にわたって学んでいく機会を確保することで、世代にかかわらず、男女共同参画の意識の向上を図ります。	・人権教育推進委員、人権教育指導員合同会議における研修会 ・企業人権教育推進協議会研修会 ・地域人権教育推進協議会における研修会、講演会、人権学習授業参観 ・地区公民館人権学習会の開催
1-1-1	継続	生涯を通じた学習機会の確保	23	人権共生課	公民館の講座や、企業における研修等により、生涯にわたって学んでいく機会を確保することで、世代にかかわらず、男女共同参画の意識の向上を図ります。	・共生社会づくりフォーラム(定員70人)において、女性活躍をテーマにした講演や参加者による意見交換会を行い、固定的役割分担意識の払拭につなげる。 ・4月に性の多様性に関するセミナー(推進団体と共催)を実施し、ジェンダーの課題について学ぶ機会を提供する。
1-1-1	継続	男女共同参画の視点に立った幼児期の教育、保育の推進	23	こども園幼稚園課	認定こども園、幼稚園等で、性の多様性や個人の違いにも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けないよう配慮し、幼児期の教育、保育を進めます。	・保育の中で男児、女児を分けることなく遊べるようにしていく。 ・制作や遊び等は性別に関係なく好きな色を選択できるようにし、子ども一人ひとりの意思を尊重していく。
1-1-1	継続	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	23	学校教育課	児童・生徒の発達段階に応じて社会科、家庭科、道徳、特別活動をはじめ、学校教育全体を通じ、男女が相互に協力し、家族の一員、地域の一員としての役割を果たしていくことの重要性など、男女共同参画の視点に立った教育を推進していきます。また児童・生徒が性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択できるよう、職業意識の醸成と進路指導の充実に努めます。	・児童生徒が互いの意見を尊重した学び合いを進めるとともに、自らの学びの歩みを振り返るキャリアパスポートの有効活用、働くことの意義や地域の魅力を実感できるキャリア教育等を推進する。 ・「手作り弁当の日」を設定し、感謝する心、命の大切さを学ぶとともに、家族の一員としての役割、絆を見つめなおす機会とする。
1-1-1	継続	推進団体との連携	23	人権共生課	推進団体と連携し、会員が自ら学び、地域の中で把握した課題に対し実践による意識づけを進めることで、男女共同参画社会の形成を促進します。	・4月に性の多様性に関するセミナーを共催し、会員の学びと市民の方への学びの機会とする。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、セミナーやパネル等の展示を行い、市民の方へ啓発を行う。
1-1-2	拡充	審議会、委員会等への女性の登用	23	行革デジタル推進課	「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会、委員会等への女性の登用を促進します。	・委員選考にあたり、女性委員割合40%以上となるように働きかけを行う。
1-1-2	拡充	審議会、委員会等への女性の登用	23	人権共生課	「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会、委員会等への女性の登用を促進します。	・審議会等の女性参画について、審議会・委員会等の女性委員の登用促進を積極的に図るよう、庁内掲示板にて周知を図る。
1-1-2	拡充	女性職員の採用、登用	23	職員課	市では女性活躍推進法に定める特定事業主行動計画に沿って、女性職員の採用、登用について数値目標を掲げ、積極的に取り組みます。	・安曇野市特定事業主行動計画における令和7年度の目標として、管理職の女性職員の割合を15%以上、係長相当職以上30%以上としており、これに向けて女性職員の登用を進める。
1-1-2	継続	男女共同参画の視点に立った自治会運営に向けた取り組み	24	地域づくり課	持続可能な地域コミュニティ形成のため、社会通念・慣行・しきたり等に対する意識を変え、男女がともに、家庭、自治会に始まるコミュニティに積極的に参加できるよう、女性の積極的登用について啓発・支援等を行います。	・市区長会では、誰でも担える区長のあり方について検討していることから、検討の場に参加し、課題解決の支援を行う。
1-1-2	継続	男女双方の視点を取り入れた防災体制の確保	24	危機管理課	防災に関する計画等の策定や物資の備蓄に女性の視点を反映し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組について普及、啓発に努めます。	・各計画等の見直し・改定に際して、男女共同参画の視点を取り入れて取り組む。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

1-1-2	継続	男女双方の視点を取り入れた防災体制の確保	24	人権共生課	防災に関する計画等の策定や物資の備蓄に女性の視点を反映し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組について普及、啓発に努めます。	・危機管理課と情報共有等の連携を密にし、必要に応じて男女共同参画の視点について情報提供を行う。 ・6月の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画と防災をテーマにパネル展示を実施する。
1-1-2	継続	避難所における男女共同参画の促進	24	危機管理課	国の取組指針や「避難所運営ガイドライン」等を活用し、男女共同参画の視点を避難所運営に取り入れます。	・三郷及び堀金地域で指定避難所開設訓練を実施し、更衣室の配置など、男女共同参画の視点を取り入れた訓練内容とする。
1-2-1	継続	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」などの関係法制度の周知	26	人権共生課	法制度の広報や啓発活動により、雇用する側も雇用される側も必要な知識を理解し、育児休業を取得しやすい環境づくりを目指します。	・市のホームページ内で、育児・介護休業法の改正や育児休業に関する情報等について、広報を実施する。 ・12月に市企業人権教育推進協議会や市民を対象とした企業人権啓発講演会(人権のつどい)にて、パナー展示等による啓発を行う。
1-2-1	継続	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」などの関係法制度の周知	26	商工労政課	法制度の広報や啓発活動により、雇用する側も雇用される側も必要な知識を理解し、育児休業を取得しやすい環境づくりを目指します。	・長野県やハローワーク松本からの情報をHP等で周知に努める。
1-2-1	継続	3歳未満児の保育の充実	26	子ども家庭支援課	子育て中の男女が仕事と家庭を両立するためには、希望に応じて3歳未満児の保育が必要となります。空き教室を活用した受入れや、小規模保育事業所の設置を行い、受け皿の確保を図ります。	・令和5年度は小規模園2園が開園となり、受け皿の確保を行う。
1-2-1	継続	3歳未満児の保育の充実	26	こども園幼稚園課	子育て中の男女が仕事と家庭を両立するためには、希望に応じて4歳未満児の保育が必要となります。空き教室を活用した受入れや、小規模保育事業所の設置を行い、受け皿の確保を図ります。	・空き教室を活用した受入れを行う。 ・令和5年度は小規模園2園が開園となり、受け皿の確保を行う。
1-2-1	継続	ファミリーサポート委託事業の推進	26	子ども家庭支援課	仕事と子育てや介護との選択を迫られることなく働き続け、その能力を発揮していくために、家庭状況による様々なニーズに対応するため、地域の相互援助活動であるファミリーサポート委託事業を推進します。そして、依頼・協力会員の増加に努めるとともに、協力会員のサポート体制強化のため、研修会等により質の維持・向上に努めます。	・安定的な地域の相互援助活動を推進するため、安曇野市社会福祉協議会に事業の委託を行う。 ・協力会員の研修会を年2回開催し増加に努める。
1-2-1	拡充	放課後児童クラブの拡大	26	子ども家庭支援課	育児と仕事の両立のため、市内全ての放課後児童クラブで6年生までの受け入れを実現するための環境整備に取り組みます。	・小学校の余裕教室を活用した拡充を基本に整備を進める。 ・令和5年度は、4つの児童クラブで教室改修を進めるほか、環境が整い次第順次6年生までの受け入れを進めていく。
1-2-1	継続	障がい児のための福祉の充実	26	障がい者支援課	療育の必要な障がい児に、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等を提供し、集団生活への適応、社会との交流促進を進める中で、保護者の負担軽減に繋がります。	・放課後等デイサービス、日中一時支援事業 タイムケア事業等のサービス提供。
1-2-1	継続	介護者のための福祉の充実	26	高齢者介護課	介護と仕事の両立のため、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービス充実により、介護者の負担軽減を図ります。	・高齢者が要介護状態になることの予防及びフレイル予防事業を充実させる。 ・在宅で生活している要介護高齢者等を介護している者をねぎらうための介護慰労金支給事業を継続して実施する。 ・重度の寝たきり高齢者等の家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減のため、家族介護用品購入助成事業の実施。
1-2-1	拡充	事業所等への意識啓発	26	人権共生課	企業訪問や共生社会づくり広報紙を通じて、性別等に関わらず、働きやすい環境整備の啓発を行います。	・市推進団体と企業訪問を実施し、共生社会づくり広報紙「きらり」等で企業の好事例等を紹介し、市内事業所に周知を図る。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」のなかで、性別等に関わらず働きやすい環境整備の啓発を行う。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

1-2-1	継続	労働問題等の相談体制の充実及び再就職支援	26	商工労政課	労働条件など就職に結びつく情報提供を行うとともに、労働問題等の相談体制の充実を図ります。また、結婚や子育て、介護などで離職した人の再就職支援のため、ハローワークと連携して支援を行います。	・中信労政事務所、わかもの就職サポート及びおじり若者サポートステーションに相談業務を依頼し、会場設営する。(月に3回実施) ・ホームページ、広報あづみの、及びあづみのFMで情報発信する。
1-2-1	継続	一般事業主行動計画策定の支援	27	人権共生課	女性活躍推進法が目指す豊かで活力ある社会の実現を図るため、事業者の求めに応じた相談や中小企業における一般事業主行動計画策定の支援を行います。また、就業を希望する女性に対し、一般事業主行動計画に関する情報提供に努めることで、自らの希望に沿った職業生活となるよう後押しします。	・市のホームページ内で、一般事業主行動計画に関する情報提供を行い、事業所や実施する。 ・12月に市企業人権教育推進協議会や市民を対象とした企業人権啓発講演会(人権のつどい)にて、パナー展示等による啓発を行う。
1-2-1	継続	一般事業主行動計画策定の支援	27	商工労政課	女性活躍推進法が目指す豊かで活力ある社会の実現を図るため、事業者の求めに応じた相談や中小企業における一般事業主行動計画策定の支援を行います。また、就業を希望する女性に対し、一般事業主行動計画に関する情報提供に努めることで、自らの希望に沿った職業生活となるよう後押しします。	・ハローワーク松本と連携し、就職活動を支援する。
1-2-1	継続	働き方改革に関する情報発信	27	人権共生課	子育てや介護をしながら仕事を続けるために、また、これまで長時間労働を是認してきたことに対し働き方改革や生産性の向上が望まれています。多様な働き方に関する情報提供を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努めます。	・市のホームページや共生社会づくり広報紙「きらり」等に、多様な働き方に関する情報を掲載し、啓発を行う。
1-2-1	継続	働き方改革に関する情報発信	27	商工労政課	子育てや介護をしながら仕事を続けるために、また、これまで長時間労働を是認してきたことに対し働き方改革や生産性の向上が望まれています。多様な働き方に関する情報提供を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努めます。	・多様な働き方を推進するため、テレワークセンターを開設しており、個人のニーズに沿って働くことができる。登録者年に10人増を目指す。
1-2-1	拡充	男性職員の育児休業取得促進	27	職員課	育児休業に関する資料等を掲示・配布し、制度の周知を図るとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、取得しやすい職場の環境づくりを推進します。	・安曇野市特定事業主行動計画における令和7年度の目標として、男性職員の育児休業取得割合を17.0%としており、育児休業に関する情報提供や取得しやすい環境づくりを推進する。
1-2-2	継続	若手や女性農業者への支援	27	農政課	農産物の加工、販売、新商品化等を行うのに若手や女性の視点は欠かせません。そのため、新たな知識や技術の習得を進め、担い手育成や農村の活性化を図る若手や女性農業者のグループ活動を支援します。また、家族等で農業経営を行っている農業者に経営方針や役割分担を定め経営の安定を図る家族経営協定の締結・更新を進めます。	・女性農業者のつながりづくりや学習機会の創出を目的に、女性農業者研修会を農業再生協議会にて開催予定(詳細は未定) ・既存の女性農業者団体(農村生活マイスター等)の活動のPRを支援することで、新たな担い手確保につなげ、団体の活動を支援する。 ・補助金を交付することにより、若手農業経営者組織の農業振興や農村活性化の取り組みを支援する。 ・青年等就農計画を立てる新規就農者のうち家族等で営農を行う者に対し、経営の安定を図るために家族経営協定の締結を勧める。
1-2-2	継続	若手や女性農業者への支援	27	農業委員会	農産物の加工、販売、新商品化等を行うのに若手や女性の視点は欠かせません。そのため、新たな知識や技術の習得を進め、担い手育成や農村の活性化を図る若手や女性農業者のグループ活動を支援します。また、家族等で農業経営を行っている農業者に経営方針や役割分担を定め経営の安定を図る家族経営協定の締結・更新を進めます。	・令和4年度は家族経営協定の締結が2件、更新が1件。令和5年度も同等の締結・更新を進める。
1-2-2	継続	創業実現セミナー	27	商工労政課	商工業支援事業者と連携して、創業をお考えの方を対象に創業実現セミナーを開催し、創業に向けた知識の習得を支援します。	・安曇野市商工会と連携して、創業を希望する者にセミナーを開催。講座を3回開講 ・創業希望者に寄り添い伴奏型支援を行う。
1-2-2	継続	女性の職域拡大や管理職登用に関する啓発	27	人権共生課	事業所の規模にかかわらず、女性の職域拡大や管理職への登用について、広報紙や企業訪問による啓発を進めます。	・市推進団体と企業訪問を実施し、共生社会づくり広報紙「きらり」等で企業の好事例等を紹介し、市内事業所に周知を図る。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」のなかで、性別等に関わらず職域、役職への登用に関する啓発を行う。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

1-2-1	継続	企業等の意識向上	27	人権共生課	くるみん認定や、えるぼし認定、イクボス・温かボス宣言等の情報提供や、女性の活躍推進企業等、先行している企業の紹介等を通じ、それらのメリットも明らかにした上で企業等の意識の向上と広がりを図ります。	・12月に市企業人権教育推進協議会や市民を対象とした企業人権啓発講演会(人権のつどい)にて、バナー展示等による啓発を行う。 ・市のホームページや共生社会づくり広報紙「きらり」等に、女性活躍に関する情報を掲載し、啓発を行う。
1-2-1	継続	企業等の意識向上	27	商工労政課	くるみん認定や、えるぼし認定、イクボス・温かボス宣言等の情報提供や、女性の活躍推進企業等、先行している企業の紹介等を通じ、それらのメリットも明らかにした上で企業等の意識の向上と広がりを図ります。	・市内中小企業支援団体等に情報提供を行う。
1-2-1	継続	女性職員のキャリア形成研修等	28	職員課	市では、女性職員のキャリア形成研修や外部研修への派遣を積極的に行い、職域の拡大と計画的な管理職登用に繋げていきます。	・女性職員を含め、係長クラスに上がる年齢層の職員等に対し、キャリア形成研修を実施。また、外部で行う女性リーダー研修へ、庁内で公募し参加者を募る。
1-2-3	新規(中長期)	男女共同参画先進事業者の表彰	29	人権共生課	男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、先進的に取り組んでいる市内事業所を表彰します。	・県内先行事例等を参考に、事業所の表彰について検討を進める。
1-3-1	継続	性に起因するあらゆる暴力の根絶への意識啓発	31	人権共生課	セクシャル・ハラスメント、性暴力は重大な人権侵害であるため、若い世代からの意識づけ、啓発を進めます。セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、働く権利を脅かす暴力について啓発を進めます。	・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、本庁舎西ロビーにて、啓発パネル展示を実施する。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発パネル展やセミナー等を企画予定している。
1-3-1	継続	配偶者からの暴力を許さない社会に向けた意識啓発	31	子ども家庭支援課	広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスター等を活用し、配偶者暴力防止の啓発活動を行います。	・広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターにより啓発活動を行う。 ・人権共生課と連携を図り、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせたパネル展示等で、啓発を図る。
1-3-1	継続	配偶者からの暴力を許さない社会に向けた意識啓発	31	人権共生課	広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスター等を活用し、配偶者暴力防止の啓発活動を行います。	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターにより啓発活動を行う。
1-3-1	継続	市内事業所に向けたハラスメントに関する情報提供等	31	人権共生課	ハラスメントに関する法令や相談窓口の案内等の情報提供を行い、働きやすい環境づくりに努めます。	・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、本庁舎西ロビーにて、啓発パネル展示を実施する。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発パネル展やセミナー等を企画予定している。
1-3-1	継続	市内事業所に向けたハラスメントに関する情報提供等	31	商工労政課	ハラスメントに関する法令や相談窓口の案内等の情報提供を行い、働きやすい環境づくりに努めます。	・働きやすい環境づくりのため、労働相談窓口に繋げる。(月に4回)
1-3-1	継続	市職員を対象としたハラスメント研修の実施	31	職員課	市では現状の課題の把握・検証等を行い、職員を対象に必要なハラスメント研修を実施し、就労上だけでなく、行政施策への反映につなげます。	・正規職員及び会計年度任用職員等を含めた全職員を対象として「ハラスメント防止研修」を実施。
1-3-1	継続	市議会議員を対象としたハラスメント研修の実施	31	議会事務局	現状の課題の把握・検証等を行い、市議会議員を対象に必要なハラスメント研修を実施し、市全体でハラスメントをはじめとする暴力を容認しない環境づくりを推進します。	・市議会議員を対象としたハラスメント研修等の対策に取り組む。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

1-3-2	継続	相談につながる周知	32	子ども家庭支援課	広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスター等を活用し、配偶者暴力の早期相談につながる周知を行います。	・広報誌、ホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、相談場所の周知を行う。 ・人権共生課と連携を図り、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせたパネル展示等で、相談窓口の周知を図る。
1-3-2	継続	配偶者からの暴力に対する相談機能	32	子ども家庭支援課	複雑化・多様化する配偶者間暴力の問題の解決のため、女性相談員を配置し、相談支援を実施します。	・女性相談員を配置し、問題解決のための相談支援を実施する。
1-3-3	継続	配偶者からの暴力を受けた被害者に対する支援体制の充実	32	子ども家庭支援課	配偶者からの暴力を受けた被害者及びその子どもの安全確保のため、緊急避難や保護を行います。配偶者からの暴力を受けた被害者へ住居及び就労について情報提供及び助言を行い自立に向けた支援を行います。	・警察や児童相談所と連携し、相談者やその子どもの安全確保を最優先に対応を行う。また自立に向けた支援を継続して行う。
1-3-3	継続	ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備	32	子ども家庭支援課	経済的に困窮する被害者に対して、児童扶養手当や生活保護制度等の支援について、適切に案内を行います。	・必要とする方に情報提供ができるよう、庁内の連携を図る。
1-3-3	継続	ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備	32	福祉課	経済的に困窮する被害者に対して、児童扶養手当や生活保護制度等の支援について、適切に案内を行います。	・適切な生活保護制度の運用に努める。
1-3-3	継続	就学援助費の支給や入学準備金貸付制度による支援	32	学校教育課	経済的理由によって就学・進学が困難な場合に、就学援助費の支給や入学準備金貸付制度による支援を行います。	・チラシの配布や広報紙・ホームページを活用し、制度周知の充実を図り、必要な人に就学援助費の支給や入学準備金貸付制度の利用ができるよう適切な支援に努める。
1-3-3	継続	対応職員の資質向上	32	子ども家庭支援課	配偶者からの暴力を受けた被害者に対する適切な助言を行うため、専門的な研修を受講するなど対応職員の資質の向上を行います。	・対応職員の資質向上のため、関連する研修会に参加を行う。
1-4-1	継続	一人ひとりに必要な健康支援	33	健康推進課	一人ひとりが健康づくりに取り組み、心身ともに健康を維持・増進することを目指し、個々に応じた健康支援、保健指導の取組推進や相談窓口の案内の周知を図ります。	・各種検(健)診、健康診査の受診機会の充実。 ・検(健)診結果に基づく健康教育、健康相談、保健指導を行う。 ・検(健)診受診希望調査、受診勧奨、普及啓発(健診こよみ、ポスター等)を実施。 ・随時健康相談を受け付ける。
1-4-1	継続	自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策)	34	健康推進課	関係機関と連携し、こころの健康についての知識の普及啓発・相談体制の充実を図るとともに自殺対策を推進します。	・自殺対策庁内会議等で関係機関との連携を図る。 ・自殺対策を支える人材の育成のためゲートキーパー研修会の開催。 ・いのちと暮らしの相談窓口一覧を作成し関係機関へ配布及び周知。 ・市の広報誌にこころの健康や自殺対策についての記事の掲載。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知、ポスター掲示。
1-4-1	継続	高齢者や障がい者が可能な限り自立して暮らせる環境の整備	34	高齢者介護課	高齢者や障がい者が、能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を進め、互助の進展を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。	・要介護状態の軽減若しくは悪化防止のための訪問型サービスC(短期集中型訪問サービス)事業の充実。 ・高齢者の個々のニーズに対応するために生活支援サービス等の事業所指定を行う。 ・介護サービス従事者の底辺の拡大のため、介護予防・日常生活支援総合事業サービスA(人員、施設の基準が緩和されている介護サービス事業)従事者研修を実施。 ・支援が必要な高齢者等を発見したときに地域住民が日常生活や仕事の中でさりげない見守りができるよう見守りネットワーク、見守りシールの交付、認知症サポーター養成講座を継続実施。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

1-4-1	継続	高齢者や障がい者が可能な限り自立して暮らせる環境の整備	34	障がい者支援課	高齢者や障がい者が、能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を進め、互助の進展を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進。
1-4-1	継続	朗人大学の開講	34	高齢者介護課	高齢者が健康で有意義な生活を送るために、幅広く知識と教養を身につけること、また地域で活躍できることを目的に朗人大学を開講します。	・市内に在住の60歳以上の方で、学習意欲が旺盛であり、特別な事情が無い限り全日程受講できる方を対象に5月から3月まで月1回、開催する。 ・市長の講演、地域福祉講座、食の講座、文化講座、国営公園フィールドワーク、消防署講座、フレイル予防・認知症講座、ミニ運動会、グループ発表、音楽鑑賞などを計画している。
1-4-2	継続	妊娠期からの切れ目のない健康支援	34	健康推進課	妊娠から出産、産後まで安全に安心して子どもを産み、育てることができるよう、切れ目のない支援を推進します。	・妊娠期から子育て期までの相談支援の実施。 ・出産・子育て応援給付金等の経済的支援。 ・産後ケア事業の充実。 ・母子保健事業での相談支援の実施。
1-4-2	継続	不妊治療等に対する支援	34	健康推進課	不妊治療、不育症治療についての周知及び経済的支援を行います。	・不妊・不育症治療費の自己負担分2/3(上限30万)を助成。
1-4-2	継続	性と生殖に関する健康と権利についての意識づくり	34	健康推進課	全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期について責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利についての啓発を進めます。	・各種母子保健事業の中で家族計画等についての相談支援の実施。
1-4-3	新規(早期)	性的マイノリティへの理解促進	34	人権共生課	性的マイノリティへの理解を促進するため、広報紙や講座を通して啓発を行います。	・4月25日に関係団体と共催で「性の多様性」に関するセミナーを、市民対象で開催予定。 ・共生社会づくり広報紙「きらり」に性の多様性に関する内容を掲載し、啓発を図る。
1-4-3	継続	学校等における性に関する学びの機会の提供	35	こども園幼稚園課	子どもの発達段階に応じて性に関して学ぶ機会を作り、学校や認定こども園を通じて、子どもや保護者に対する啓発を行います。	・絵本「わたしのからだ」「ぼくのからだ」の読み聞かせをしながら、性の多様性と個人の違いについて伝え、自分の体の大切さを知らせていく。保護者にも取り組みについて知らせていく。
1-4-3	継続	学校等における性に関する学びの機会の提供	35	学校教育課	子どもの発達段階に応じて性に関して学ぶ機会を作り、学校や認定こども園を通じて、子どもや保護者に対する啓発を行います。	・保健指導や保健体育等の学習を通して、性についての学習を実施。また、各校で外部講師を招いた性教育講座を開催予定。学習の様子等を学校通信等で保護者・地域の方に発信する。
1-4-3	新規(早期)	性的マイノリティへの相談体制等整備の検討	35	人権共生課	相談体制の整備等、日常生活における生きづらさが解消につながる施策についての検討を進めます。	・若年層を中心に、必要な支援について、当事者に相談しながら検討を進める。 ・令和5年度作成予定のユニバーサルデザインガイドブックにおいて、性の多様性についても盛り込み、理解促進を図る。
1-4-3	新規(早期)	パートナーシップ制度を活用できる環境の整備	35	人権共生課	パートナーシップの制度を活用できるよう、住まいの確保や医療等、日常生活における暮らしやすさの支援の検討を進めます。	・県で導入されるパートナーシップ制度について、庁内に周知を図り、市で提供できる行政サービスを検討する。 ・市で受けることのできる行政サービスを市ホームページで周知する。 ・利用できる民間サービスについても、県や他市を参考に、必要に応じて情報提供を行う。
1-4-3	新規(早期)	市職員に対する研修の実施	35	職員課	市職員が性的マイノリティへの理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図ります。	・人権共生課と連携し、LGBTQへの理解促進など性的マイノリティの方への理解を深める研修実施。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

1-4-3	新規(早期)	市職員に対する研修の実施	35	人権共生課	市職員が性的マイノリティへの理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図ります。	・県のパートナーシップ制度導入に合わせ、性の多様性に関する課長、係長職を対象に職員研修を実施予定。 ・令和5年度作成予定のユニバーサルデザインガイドブックにおいて、性の多様性についても盛り込み、理解促進を図る。
1-4-3	新規(早期)	不要な性別記載欄の見直し	35	人権共生課	市役所で扱う申請書類等の性別欄について見直しを図り、必要のないものについては欄を削除、その他のものについても「どちらでもない」等の回答を選べるなどの配慮をします。	・提出書類等について、性別欄の現状の把握を進める。
1-4-3	拡充	性別に関わらず使えるトイレや更衣室の設置	35	人権共生課	トランスジェンダーの方などは、性自認と異なるトイレや更衣室を使用しなくてはならない場合、精神的苦痛を伴う場合があります。施設の新設の際は、性別に関わらず使える多目的トイレ(多目的更衣室)を原則設置します。また多目的トイレや多目的更衣室には、ピクトグラム(絵文字)や「どなたでもご利用ください」等と表示するなどして、性別違和のある方を含め様々な方が使いやすくなるように配慮をします。	・施設の新設、改修の際の参考となるよう、ユニバーサルデザインガイドブックに、トイレのユニバーサルの考え方を盛り込み、性別違和のある方も使いやすくなるよう、市としての対応を検討する。
2-1-1	継続	人権啓発イベントの実施	41	人権共生課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、市民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。	・「人権のつどい」(12月2日)を開催予定。人権作文コンテストの表彰や講演会等の実施により、人権意識の醸成を図る。
2-1-1	継続	人権啓発イベントの実施	41	生涯学習課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、市民・事業者と共に人権啓発イベントを実施します。	・11月～12月にかけて、穂高交流学習センター、安曇野市役所本庁舎、三郷公民館で、人権デザインプロジェクトポスター展を実施。人権デザインプロジェクトポスターは、「人権が尊重される長野県」を目指し、人権をテーマにしたポスターデザインプロジェクトを長野美術専門学校と連携して、県が実施している事業で、長野美術専門学校の学生が人権テーマを課題としたポスターのデザインに取り組むことにより、学生の人権感覚の醸成を図るとともに、制作したポスターの発表及び展示を通じて、県民の人権意識の高揚を図ることを目的としている。
2-1-1	継続	多文化共生パネル展示の実施	41	人権共生課	市役所等公共施設内で、パネル展示を行い、多文化共生の意識の醸成を図ります。	・7月の県多文化共生推進月間に合わせて開催しているパネル展示を実施する予定。
2-1-1	継続	あづみの国際DAY、日本語deスピーチ大会等の実施	41	人権共生課	多文化共生支援団体等と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、気軽に多様な文化に触れられる機会をつくりまします。	・多文化共生支援団体との共催により、日本語deスピーチ大会(7月30日)、あづみの国際DAY! 2023(10月29日)等を実施予定。より多くの市民に気軽に来場していただけるよう、穂高交流学習センター「みらい」で実施する。
2-1-1	拡充	共生社会づくり広報紙を通じた意識啓発	41	人権共生課	ヘイトスピーチやハラスメント、いじめ等、国籍の違いや外国由来であることを理由とした差別や人権侵害をしてはならないということを、広報紙により啓発していきます。	・共生社会づくり広報紙や広報あづみのに記事を掲載し、多文化共生の取り組みや、相談窓口の周知を行い、多文化共生意識の醸成を図る。
2-1-2	継続	国際交流基金助成による団体支援	41	人権共生課	国際交流基金を活用し、市民による自主的な多文化共生・国際交流活動を支援します。また市の広報紙等で多文化共生・国際交流団体の活動内容を紹介し、多文化共生や国際交流活動に興味のある市民と団体をつなげます。	・多文化共生支援団体への補助金交付や共催での取り組みを行う。また広報紙等で団体の活動等を紹介し団体の活動の周知を図る。
2-1-2	継続	国際交流基金助成による団体支援	41	政策経営課	国際交流基金を活用し、市民による自主的な多文化共生・国際交流活動を支援します。また市の広報紙等で多文化共生・国際交流団体の活動内容を紹介し、多文化共生や国際交流活動に興味のある市民と団体をつなげます。	・令和5年度は、姉妹都市のオーストリア共和国グラムザッハから訪問団を受け入れる予定。この交流に市民団体にも参画いただき、多様な文化に触れる機会を作るとともに国際感覚豊かな人材育成につなげる。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

2-2-1	拡充	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	43	秘書広報課	市のホームページを多言語に自動翻訳できるサービスを運営するとともに、自動翻訳の精度向上に取り組みます。	・サービスを提供する事業者の選定および契約など、人権共生課と協議を行いながら導入を進めての調整・作業を進めていく。
2-2-1	新規(早期)	日本人住民を対象としたやさしい日本語の普及	43	人権共生課	市職員に対する「やさしい日本語」研修を実施します。また出前講座を活用し、「やさしい日本語」の普及を図ります。	・国等が実施する「やさしい日本語」の研修等に市職員が参加できる機会を設ける等により、広く「やさしい日本語」の普及を図る。
2-2-1	新規(早期)	日本人住民を対象としたやさしい日本語の普及	43	地域づくり課	市職員に対する「やさしい日本語」研修を実施します。また出前講座を活用し、「やさしい日本語」の普及を図ります。	・「協働のまちづくり出前講座」にメニューとして「やさしい日本語」を新設するよう関係部署へ依頼する。
2-2-2	継続	外国籍市民等に向けた日本語教室の開催	43	生涯学習課	外国籍市民等に対し、日常生活で使用する日本語と共に、日本の生活ルール、習慣や文化の違いを学ぶ機会を提供します。また日本語学習を支援する者としての基礎知識を備え、共生を支援する「日本語教師」「日本語交流員」「日本語ボランティア」などが、外国籍市民等と地域社会との橋渡し役を担うことが出来る体制をつくり、レベル・ニーズに応じた日本語学習機会を増やします。	・「安曇野市オンラインモデル日本語教室」の開催。初中級クラス全15回、各20人程度を予定。対面の日本語教室が遠いため通えない、日時が合わない学習者でも、オンラインの教室を開講することで、日本語や生活の情報を得ることを目指す。
2-2-2	継続	外国籍市民等に向けた日本語教室の開催	43	人権共生課	外国籍市民等に対し、日常生活で使用する日本語と共に、日本の生活ルール、習慣や文化の違いを学ぶ機会を提供します。また日本語学習を支援する者としての基礎知識を備え、共生を支援する「日本語教師」「日本語交流員」「日本語ボランティア」などが、外国籍市民等と地域社会との橋渡し役を担うことが出来る体制をつくり、レベル・ニーズに応じた日本語学習機会を増やします。	・多文化共生支援団体との共催により、ダイバーシティ講座(マナー講座)(1月14日)を開催予定。また、県の地域日本語教室創出支援事業を当市で実施し、オンラインの日本語教室を新たに開設する。
2-2-3	継続	日本語を母語としない児童生徒に対する日本語指導支援員の派遣	43	学校教育課	日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行える人材を派遣し、児童生徒の日本語の学習と学校生活への適応を支援します。また、担当課と支援者による会議を企画します。	・左記の取り組みを引き続き進めるとともに、支援が必要な児童生徒が必要な支援を受けられるように支援団体との連携に努める。
2-2-3	継続	就学年齢の外国籍の子どもたちの状況把握	43	学校教育課	就学年齢にある外国籍の子どもたちの保護者に対し、就学案内を行うとともに、その就学先の把握に努めます。市内の小中学校へ就学を希望する場合には柔軟な対応により手続きを進めます。	・市民課と連携して、転入時の学校教育課の窓口対応において、市内小中学校が外国籍児童生徒をスムーズに受入できるよう調整に努める。
2-3-1	拡充	外国籍市民相談窓口の充実	45	人権共生課	外国籍市民等の日常生活や市政に関する相談窓口の充実を図ります。またセンター機能の整備についても今後検討します。	・入管庁の交付金を活用し、7月に「外国籍市民相談窓口」を創設予定。外国籍市民等が生活に関する相談などをしやすい体制を整備する。
2-3-1	拡充	タブレット端末等の活用促進	45	行革デジタル推進課	各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用促進を図ります。	・機器等の利用情報提供、及び、担当課からの活用に関する相談に対応する。
2-3-1	拡充	タブレット端末等の活用促進	45	人権共生課	各窓口でのタブレットや自動翻訳機器の活用促進を図ります。	・外国籍市民相談窓口の創設に合わせて、タブレット端末を使用した通訳サービスを導入し、13言語に対応できるようにする。
2-3-1	継続	外国籍市民等を対象とした相談会の開催	45	人権共生課	外国籍市民等を対象とした相談会を実施します。	・入管庁の交付金を活用し、7月に「外国籍市民相談窓口」を創設予定のため、外国籍市民等が生活に関する相談などをしやすい体制を整備することに重点を置く。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

2-3-1	新規(早期)	やさしい日本語版「安曇野市くらしのガイドブック(仮称)」の配布	45	人権共生課	外国籍市民等が市内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て・生活のルール(ゴミ・交通)等を「やさしい日本語」でわかりやすく記載した「安曇野市くらしのガイドブック(仮称)」を配布する。	・自治体国際化協会の交付金を活用し、ガイドブックを作成する。窓口等での配布の他、日本語教室において教材としての活用を想定している。
2-3-2	新規(早期)	やさしい日本語版「安曇野市くらしのガイドブック(仮称)」の配布	45	地域づくり課	外国籍市民等が市内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て・生活のルール(ゴミ・交通)等を「やさしい日本語」でわかりやすく記載した「安曇野市くらしのガイドブック(仮称)」を配布する。	・くらしのガイドブックの更新に当たり、人権共生課と連携して取り組む。
2-3-2	新規(早期)	やさしい日本語版「安曇野市くらしのガイドブック(仮称)」の配布	45	市民課	外国籍市民等が市内に転入する際に、防災・保健・医療・教育・税金・子育て・生活のルール(ゴミ・交通)等を「やさしい日本語」でわかりやすく記載した「安曇野市くらしのガイドブック(仮称)」を配布する。	・転入の際に、必要な方には窓口にてガイドブックを配布する。
2-3-2	拡充	公衆無線LAN環境の整備拡充	45	行革デジタル推進課	公衆無線LAN サービスのアクセスポイントを拡充します。	・共生社会づくりを目的としたスペース構築の支援を行う。
2-3-2	継続	観光情報サイトを通じた情報発信	46	観光課	市内の「観光スポット」「イベント情報」などを多言語で発信します。	・8か国語対応ができる専用サイトを活用し、発信していく。
2-3-2	新規(中長期)	定住希望者が安心して暮らし続けるための就労支援	46	商工労政課	ハローワーク等と連携し、就労に繋がる情報を提供します。	・松本ハローワークからの就職面接会などの情報発信及び会場設営に協力する。(年3回)
2-3-2	継続	観光ガイド事業等の実施	46	観光課	来訪者の多様なニーズに対応できるよう観光ガイドを育成し、ハラル対応など受け入れ体制の充実を図ります。	・第2次安曇野市観光振興ビジョン(R5~14年度)に基づき、多様な宗教などの受入環境づくりやヴィーガンなどの食事上の制限の対応ができる受入環境づくりを進める。
2-3-3	継続	安曇野市防災マップ(多言語版)の配布	46	危機管理課	多言語版で作成した防災情報を盛り込んだ安曇野市地図及び災害対策についてのマニュアルを、窓口で配布します。	・転入者及び希望者に窓口での配布を継続する。
2-3-3	継続	避難場所標識の多言語化	46	危機管理課	避難場所標識の多言語化を進めます。	・指定緊急避難所及び指定避難所の標識の多言語化は、対応済。 ・今後、新規設置及び名称変更等があった場合は、随時対応する。
2-3-3	新規(早期)	外国籍市民等に向けた防災教室の実施	46	危機管理課	外国籍市民等が災害に対する基礎知識が学習できるように、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	・開催の要望があった場合は、実施可能。 ・ただし、通訳等の確保が課題であり、調整を進めたい。
2-3-3	新規(早期)	外国籍市民等に向けた防災教室の実施	46	人権共生課	外国籍市民等が災害に対する基礎知識が学習できるように、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	・外国籍市民が防災等に関する情報を得られるよう情報発信の方法等について検討する。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

2-3-3	新規(早期)	外国籍市民等に向けた防災教室の実施	46	生涯学習課	外国籍市民等が災害に対する基礎知識が学習できるように、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施する。	・関係課と連携を図り、日本語教室の中で、災害に対する基礎知識を学習できる機会を設ける。
2-4-1	新規(中長期)	区に対する理解促進	47	地域づくり課	外国籍市民等にもわかりやすいやさしい日本語やルビ等を活用したチラシを配布するなど、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、多文化共生の取り組みについて情報提供をするなど、区に向けても理解を求めています。	・市区長会では、平成29年度に作成した「コミュニティマニュアル」に、外国人世帯への関わり方を記載する他、令和元年度には「地域で暮らす外国人住民とのコミュニケーションについて研究し、まとめており、区長会の研修会で、これらについて説明する機会を設ける。
2-4-2	拡充	外国籍市民等の意見交換会の実施	47	人権共生課	外国籍市民等による意見交換会を実施し、外国籍市民の意見を市政にも反映させます。	・外国籍市民等が直接意見を出せる機会を検討する。
2-4-2	新規(中長期)	外国人ボランティアの活用拡大	47	観光課	外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	・第2次安曇野市観光振興ビジョン(R5~14年度)に基づき、観光関連外国人就労者と連携した情報発信、誘客などを推進する。
2-4-2	新規(中長期)	外国人ボランティアの活用拡大	47	人権共生課	外国人が、通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	・関係課等と連携し、活躍の場の情報提供を行う。
3-1-1	拡充	共生社会づくり広報紙を通じた意識啓発	50	人権共生課	人権等に関する記事を載せた共生社会づくり広報紙を発行し、市民の意識啓発を図っていきます。	・共生社会づくり広報紙「きらり」を年2回全戸配布し、広く啓発を図る。
3-1-1	拡充	ユニバーサルデザインに関するシンボルマークの周知	50	人権共生課	マタニティマークやヘルプマークなど、理解と支援を求めるマークの周知をします。	・広報紙「きらり」およびユニバーサルデザインガイドブックに各マークの紹介記事を掲載し周知を図る。
3-1-1	拡充	ユニバーサルデザインに関するシンボルマークの周知	50	健康推進課	マタニティマークやヘルプマークなど、理解と支援を求めるマークの周知をします。	・妊娠届出時に妊婦へマタニティマークのキーホルダーを配布。 ・全戸配布する「健診こよみ」内でもマタニティマークについて周知。
3-1-1	拡充	ユニバーサルデザインに関するシンボルマークの周知	50	障がい者支援課	マタニティマークやヘルプマークなど、理解と支援を求めるマークの周知をします。	・ヘルプマークや信州パーキングパーミット制度の理解、利用促進を障がい者週間や広報にて周知する。
3-1-1	新規(早期)	市民に向けた社会施設におけるユニバーサルデザインの啓発	51	文化課	市民にユニバーサルデザインを知ってもらうことや多様性への理解を広げるため、幅広い年齢の市民が集まる図書館等の社会教育施設において、ユニバーサルデザインに関する周知、啓発に努めます。ユニバーサルデザインや性的マイノリティ、自閉症や発達障害に関する図書等の収集や貸出、展示等を行います。	・松本市四賀の障害者支援施設「四賀アイ・アイ」と豊科近代美術館共催により、利用者が制作した作品を展示する「アイ・ワールド展」を開催(12月13日~24日) ・貞享義民記念館にて、長野県人権啓発センターの協力による「人権ポスターパネル展」を開催(4月29日~5月7日) ・全国人権週間・月間にあわせて、貞享義民記念館と人権共生課に連携による「安曇野から考える人権展」を開催(12月5日~22日)
3-1-1	新規(早期)	市民に向けた社会施設におけるユニバーサルデザインの啓発	51	生涯学習課	市民にユニバーサルデザインを知ってもらうことや多様性への理解を広げるため、幅広い年齢の市民が集まる図書館等の社会教育施設において、ユニバーサルデザインに関する周知、啓発に努めます。ユニバーサルデザインや性的マイノリティ、自閉症や発達障害に関する図書等の収集や貸出、展示等を行います。	・各公民館において、人権に関する作文やポスターなどの展示を行う。 ・人権学習に関する情報を発信する。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-1-2	新規(中長期)	業務に生かせる職員の育成	51	人権共生課	共生社会づくりやユニバーサルデザインの研修を行い、特性の理解を深めることにより、職員の意識や接遇の向上を図り、「ユニバーサルデザインの安曇野市役所」の実現を目指します。	・ユニバーサルデザインガイドブック作成後、ユニバーサルデザインに関する職員研修を行い、職員のユニバーサルデザインへの意識を高める。
3-1-2	新規(中長期)	業務に生かせる職員の育成	51	職員課	共生社会づくりやユニバーサルデザインの研修を行い、特性の理解を深めることにより、職員の意識や接遇の向上を図り、「ユニバーサルデザインの安曇野市役所」の実現を目指します。	・共生社会やユニバーサルデザインに対応した接遇マニュアルの改訂を進める。 ・障がい者雇用の理解と対応研修を実施。
3-1-2	継続	教職員等の意識の高揚	51	学校教育課	全ての教職員がユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権問題について理解と認識を深め、高い人権意識・感覚のもとで教育活動を行います。	・安曇野市教職員資質向上研修会で発達障がいについて学び、子どもの特性に係る対応等の理解を深めるとともに、各種人権教育研修講座への参加を呼びかけ、教職員の人権尊重の意識を高める。また、子どもが日常的に意見を表明することができ、大人も子どもの意見に耳を傾ける意識を高める。
3-1-2	継続	教職員等の意識の高揚	51	こども園幼稚園課	全ての教職員がユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権問題について理解と認識を深め、高い人権意識・感覚のもとで教育活動を行います。	・支援の必要な子ども、外国籍の子どもが生活しやすい環境を整え保育を充実していく。 ・子どもたちの発達等について学べる研修会を年3回取り入れ、保育の向上を図る。 ・不適切な保育について、全職員で研修会を行い、共有していく。
3-1-3	継続	子どもの意識の育成	51	学校教育課	人権を尊重し、多様性を認め合い、思いやりのある心を育むこと、共生社会を築いていく意欲を高めることを目指し、学校等においてユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権教育を推進していきます。	・特別支援学校に在籍する児童生徒に係る副学籍の活用と交流及び共同学習を進める。また、専門家を講師にした情報モラル講座の実施や指導主事による出前講座を通してSNS等の利用における人権教育を推進する。
3-1-3	継続	子どもの意識の育成	51	こども園幼稚園課	人権を尊重し、多様性を認め合い、思いやりのある心を育むこと、共生社会を築いていく意欲を高めることを目指し、学校等においてユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権教育を推進していきます。	・一人ひとりの個性を認め合い、その子にあった保育内容を考える。 ・様々な友だちとのかかわりの中で、他者の存在を知る。 ・子どもたちの人権を尊重した、言葉がけを行い、意思の確認ができる保育を行う。
3-1-3	継続	子どもの意識の育成	51	子ども家庭支援課	人権を尊重し、多様性を認め合い、思いやりのある心を育むこと、共生社会を築いていく意欲を高めることを目指し、学校等においてユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権教育を推進していきます。	・子どもも大人と同様に、一人の個人として尊重される存在であり、権利が保障されている。 ・子どもに関する施策に、子どもの意見が広く反映できる仕組みづくりに向け、調査、研究を行う。
3-1-3	継続	子どもの意識の育成	51	生涯学習課	人権を尊重し、多様性を認め合い、思いやりのある心を育むこと、共生社会を築いていく意欲を高めることを目指し、学校等においてユニバーサルデザインの視点を含めた様々な人権教育を推進していきます。	・学校教育と地域社会の多種多様な教育・学習活動が連携・融合した事業や授業を行う、学社連携事業(地域人権教育推進協議会)のなかで、人権学習授業参観、三郷では学校長との懇談を行う。 ・夏休み期間に小学生を対象とした公民館講座(折り紙、将棋、けん玉、ドローン、絵手紙)等を実施。
3-1-3	拡充	イベントの実施	51	人権共生課	ユニバーサルデザインに対する一人ひとりの意識を高め、知識の普及と理解を深めるため、市民・事業者とともに啓発イベントを実施します。 ・安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくりフォーラム ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進を図るための教室または講座等の実施 など	・共生社会づくりフォーラム(定員70人)において、ユニバーサルデザインや女性活躍をテーマの講演や、参加者の意見交換会を行い、ユニバーサルデザインの理解促進を図る。
3-1-3	拡充	イベントの実施	51	生涯学習課	ユニバーサルデザインに対する一人ひとりの意識を高め、知識の普及と理解を深めるため、市民・事業者とともに啓発イベントを実施します。 ・安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくりフォーラム ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進を図るための教室または講座等の実施 など	・12月に開催予定の人権のつどいにて、安曇野市企業人権教育推進協議会と共催で、誰もが働きやすいダイバーシティな職場づくりについての講演会を行う。市民だけでなく、安曇野市企業人権教育推進協議会加入企業や人権に携わる地域の方にも参加する講演会とする。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-1-3	拡充	イベントの実施	51	障がい者支援課	ユニバーサルデザインに対する一人ひとりの意識を高め、知識の普及と理解を深めるため、市民・事業者とともに啓発イベントを実施します。 ・安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくりフォーラム ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進を図るための教室または講座等の実施 など	・理解促進研修・啓発事業（市民を対象にした講演会、研修会等を年間1回実施） ・手話奉仕員養成研修（R5は基礎編を実施）
3-1-3	継続	地域における交流の機会づくり	52	スポーツ推進課	スポーツ、音楽、芸術イベント等において、年齢、障がい、国籍、個々の能力に関わらず様々な人が交流のできる場や機会を提供します。 ・アスリートとの交流 ・ユニバーサルスポーツ、障がい者スポーツの振興 など	・ポッチャやウォーキングサッカーなど、誰でも楽しめるパラスポーツを体験できる企画を年度内に複数回実施する。
3-1-3	継続	地域における交流の機会づくり	52	文化課	スポーツ、音楽、芸術イベント等において、年齢、障がい、国籍、個々の能力に関わらず様々な人が交流のできる場や機会を提供します。 ・アスリートとの交流 ・ユニバーサルスポーツ、障がい者スポーツの振興 など	・0歳からのミニコンサート（幼児及び子育て中の保護者が気軽に参加できるコンサート）の実施（5月26日・9月15日 各2回公演） ・藝大ファミリーコンサート（東京藝術大学音楽学部による誰でも気軽に参加できるコンサート）の実施
3-1-3	新規（早期）	当事者参加による事業の推進	52	人権共生課	個々の違いを尊重しつつ、全ての人がいやすい安全で安心な環境をつくるため、各所属における取り組みにユニバーサルデザインを取り入れ、様々な立場の人が関わりながら市の事業を進めていきます。	・各課における審議会や市民が参加する会議等において、様々な方が参加できるよう配慮し、事業を進めていくよう促す。
3-1-3	継続	市民活動の支援と協働のまちづくりの推進	52	地域づくり課	市民活動サポートセンターで、情報の収集・発信、研修、コーディネートを行うなど、市内で公益的な活動に取り組むあらゆる市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進していきます。	・人権共生課と連携し、人権共生に関する情報を市民活動サポートセンター登録団体へ提供する。 ・共生社会の実現に取り組む市民活動団体について情報収集に努める。
3-2-1	新規（早期）	ユニバーサルデザインガイドブックの検討・作成	53	人権共生課	市、市民、地域活動団体、事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの項目を検討し、ガイドラインとしてまとめ、「やさしい日本語」や多言語化、図記号・絵記号（ピクトグラム）の活用について周知を図り、広く市民に向けて活用を促します。	・ユニバーサルデザインガイドブックを作成し、ユニバーサルデザインの具体例を掲載し、職員・市民・団体・事業者等に周知を図り、活用を促す。
3-2-1	拡充	不当な差別的取扱いへの対応	53	人権共生課	市民一人ひとりの人権意識の高揚のため「人権教育・啓発推進計画」を策定し、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会において、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議します。	・安曇野市差別撤廃人権擁護審議会において、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議する。
3-2-1	拡充	不当な差別的取扱いへの対応	53	生涯学習課	市民一人ひとりの人権意識の高揚のため「人権教育・啓発推進計画」を策定し、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会において、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議します。	・「人権教育・啓発推進計画」の改定
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	人権共生課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・ユニバーサルデザインガイドブック他、広報紙きらりや展示イベント等において啓発を行う。
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	子ども家庭支援課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・児童虐待案件については、児童相談所や警察と連携し、児の安全確保を最優先に対応を行う。 ・ひきこもり等の相談については、相談窓口の周知を図り、相談支援を行うとともに、より専門的な機関に繋ぐなどの対応を行う。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	こども園幼稚園課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・保護者の希望によっていつでも懇談が実施できるようにする。 ・子どもの身体に異変があった時は、他課の専門窓口連絡を入れ、指導を仰ぎながら、対応を行う。
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	学校教育課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・教育支援センターと各校中間教室が連携した体験的な学びの機会の創出など支援の充実に努めるとともに、新たに教育施設連携促進コーディネーターを教育支援センターに置き民間施設と学校、保護者をつなぐ支援をめざす。
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	福祉課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を活用していく。
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	高齢者介護課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として各種相談に応じている。虐待が疑われる場合には、速やかに担当係と連携を取り対応。 ・高齢者虐待防止事業として、高齢者虐待ケース検討会を隔月で開催し、虐待対応の進行状況を確認、支援策の検討を行う。 ・課長及び担当職員と地域包括支援センター職員で構成するコアメンバー会議を開催し、高齢者虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を決定する。
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	障がい者支援課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・成年後見制度利用支援事業 ・相談者の窓口対応(初期相談を保健師等の専門職が対応、早期に適切な支援につなげられるよう総合的な相談対応を実施)
3-2-1	拡充	虐待、不登校、ひきこもり、貧困等の課題への対応	54	健康推進課	各種相談・救済・情報提供の充実を図るほか、予防のための意識啓発を推進します。	・健康に関する相談を実施し、相談内容に応じた関係機関と連携し支援を行う。
3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	子ども家庭支援課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・子どもの権利が最優先される「こどもまん中社会」が実現するよう、関係分野の連携により子ども施策を進める。
3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	こども園幼稚園課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・保護者の不安に寄り添いながら、相談室に繋がるようにしていく。 ・発達相談室、療育機関と連携をとりながら、個別対応・小集団対応等のその子にあった支援を行う。
3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	障がい者支援課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・児童発達支援が必要な6歳までの児童及び医療ケアが必要なため療育支援の提供を受けられない障がい児の受入体制を拡充するため、新規の児童発達支援事業所等の開設から5年間に限り、運営経費の一部を補助。(児童発達支援等事業運営補助) ・相談者の窓口対応(初期相談を保健師等の専門職が対応、早期に適切な支援につなげられるよう総合的な相談対応を実施)
3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	健康推進課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・乳幼児健診や各種相談を通じて、関係機関と連携し個別の状況に応じた支援に繋げる。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	福祉課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・子どもの学習支援・生活支援事業を実施。 ・子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付。
3-2-1	拡充	子どもへの支援の充実	54	学校教育課	子どもの状況・ニーズに応じた適切な支援を行うため、医療、福祉、教育等の分野を含めた関係機関が連携、支援します。	・スクリーニングによる早期発見とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用したチーム支援を実施する。また、子ども家庭支援課と協働して、専門家の助言を得ながら、多角的かつ必要な支援を継続していく。
3-2-1	拡充	高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備【再掲】	54	高齢者介護課	高齢者や障がい者が、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を進め、互助の進展を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。	・要介護状態の軽減若しくは悪化防止のための訪問型サービスC(短期集中型訪問サービス)事業の充実。 ・高齢者の個々のニーズに対応するために生活支援サービス等の事業所指定を行う。 ・介護サービス従事者の底辺の拡大のため、介護予防・日常生活支援総合事業サービスA(人員、施設の基準が緩和されている介護サービス事業)従事者研修を実施。 ・支援が必要な高齢者等を発見したときに地域住民が日常生活や仕事の中でさりげない見守りができる見守りネットワーク、見守りシールの交付、認知症サポーター養成講座を継続実施。
3-2-1	拡充	高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備【再掲】	54	障がい者支援課	高齢者や障がい者が、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を進め、互助の進展を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
3-2-1	継続	子育て世代に対する身近な支援	54	子ども家庭支援課	放課後児童クラブなどの子育てと仕事の両立に向けた支援や、ファミリーサポートなどの互助体制の推進、子育て応援手当等の支給による経済的支援、公民館や児童館における集いの場の周知、子どもも参加できるイベント情報等、より広く情報発信をしていきます。	・放課後児童クラブの6年生までの受け入れ拡充と負担額軽減を行う。 ・協会会員の増員を目指し、より依頼会員が利用しやすい環境を整える。
3-2-1	継続	子育て世代に対する身近な支援	54	生涯学習課	放課後児童クラブなどの子育てと仕事の両立に向けた支援や、ファミリーサポートなどの互助体制の推進、子育て応援手当等の支給による経済的支援、公民館や児童館における集いの場の周知、子どもも参加できるイベント情報等、より広く情報発信をしていきます。	・夏休み期間に小学生を対象とした公民館講座(折り紙、将棋、けん玉、ドローン、絵手紙)等を実施。
3-2-1	継続	自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策)【再掲】	54	健康推進課	関係機関と連携し、こころの健康についての知識の普及啓発・相談体制の充実を図るとともに自殺対策を推進します。	・自殺対策庁内会議等で関係機関との連携を図る。 ・自殺対策を支える人材の育成のためゲートキーパー研修会の開催。 ・いのちと暮らしの相談窓口一覧を作成し関係機関へ配布及び周知。 ・市の広報誌にこころの健康や自殺対策についての記事の掲載。 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知、ポスター掲示。
3-2-1	拡充	情報格差解消のための支援	54	行革デジタル推進課	情報格差の解消に向けて、スマートフォン活用講座の開催等、デジタルツールの利用促進を図ります。また、移動が困難な地域に出向いて必要な行政サービスを提供する等、全ての市民がサービスを受けられる環境づくりを目指します。	・通信事業者と連携して、初級・中級者向けスマートフォンやアプリケーション活用講座開催の支援を行う。また、市民が行政サービスを非対面で利用できる環境整備を主眼に置き、あらゆる年代にも認知度が高く、利用しやすいデジタルツールを選択、提供する。
3-2-1	拡充	情報格差解消のための支援	54	生涯学習課	情報格差の解消に向けて、スマートフォン活用講座の開催等、デジタルツールの利用促進を図ります。また、移動が困難な地域に出向いて必要な行政サービスを提供する等、全ての市民がサービスを受けられる環境づくりを目指します。	・各地域公民館講座にて、ICT講座を開催し、デジタルツールの基本的な使い方や活用方法などを実践的に学ぶ場を提供する。
3-2-2	拡充	見やすく、読みやすく、わかりやすい印刷物の作成	55	人権共生課	ユニバーサルデザインガイドブックに則り、全ての人が見やすく、わかりやすい印刷物(文書、冊子、パンフレット等)を作成していきます。 ・文字サイズやフォントに配慮 ・やさしい日本語の活用 ・必要に応じて「音訳」「ルビ振り」等を使用 ・写真やイラスト、ピクトグラムなどの非言語表現の活用	・ユニバーサルデザインガイドブックを作成し、ユニバーサルデザインの具体例を掲載し、職員研修等による周知を図り、実施を促す。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-2-2	拡充	見やすく、読みやすく、わかりやすい印刷物の作成	55	総務課	ユニバーサルデザインガイドブックに則り、全ての人が見やすく、わかりやすい印刷物(文書、冊子、パンフレット等)を作成していきます。 ・文字サイズやフォントに配慮 ・やさしい日本語の活用 ・必要に応じて「音訳」「ルビ振り」等を使用 ・写真やイラスト、ピクトグラムなどの非言語表現の活用	・安曇野ふるさと寄附パンフレット(500部)および寄附活用事業報告チラシ(500部)を、ユニバーサルデザインガイドブックに則り作成する。
3-2-2	継続	市の公式ホームページをウェブコンテンツJIS規格等に基づき作成	55	秘書広報課	障がい者や外国籍市民等を始め多くの利用者にとって使いやすい情報を提供します。	・引き続きウェブページ内の表現をやさしくする、分かりやすい画像を貼り付けるなどの工夫を、広報委員を通じて進めていく。
3-2-2	継続	全市民対象となる動画やイベント時に字幕等を入れる	55	秘書広報課	全ての人が見られるように、市が配信する動画や講演会等多数の参加者を集めて行うイベント等において、音声以外の情報提供に配慮します。 ・市長記者会見等に字幕等を入れる ・イベントにおける手話通訳者や会場での字幕の表示等	・市長定例記者会見時における手話通訳映像を差し込む。
3-2-2	継続	全市民対象となる動画やイベント時に字幕等を入れる	55	人権共生課	全ての人が見られるように、市が配信する動画や講演会等多数の参加者を集めて行うイベント等において、音声以外の情報提供に配慮します。 ・市長記者会見等に字幕等を入れる ・イベントにおける手話通訳者や会場での字幕の表示等	・ユニバーサルデザインガイドブックを作成し、ユニバーサルデザインの具体例や、現在使用できるシステム等の、職員等への周知を図る。
3-2-2	拡充	多様なコミュニケーション手段の利用推進	55	行革デジタル推進課	障がいや日本語が十分に理解できない人が、それぞれにあったコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを推進します。 ・市役所、企業・店舗の窓口で手話や筆談など障がいに応じた対応の推進 ・タブレットや翻訳機等のコミュニケーション支援機器の活用 ・やさしい日本語の普及促進 ・案内表示・掲示物の多言語対応	・機器等の利用情報提供、及び、担当課からの活用に関する相談に対応する。
3-2-2	拡充	多様なコミュニケーション手段の利用推進	55	障がい者支援課	障がいや日本語が十分に理解できない人が、それぞれにあったコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを推進します。 ・市役所、企業・店舗の窓口で手話や筆談など障がいに応じた対応の推進 ・タブレットや翻訳機等のコミュニケーション支援機器の活用 ・やさしい日本語の普及促進 ・案内表示・掲示物の多言語対応	・タブレット、翻訳機等や筆談によるコミュニケーション手段の拡大を推進する。
3-2-2	拡充	多様なコミュニケーション手段の利用推進	55	財産管理課	障がいや日本語が十分に理解できない人が、それぞれにあったコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを推進します。 ・市役所、企業・店舗の窓口で手話や筆談など障がいに応じた対応の推進 ・タブレットや翻訳機等のコミュニケーション支援機器の活用 ・やさしい日本語の普及促進 ・案内表示・掲示物の多言語対応	・他の自治体の多言語による案内表示を調査し、対応を検討する。
3-2-2	拡充	多様なコミュニケーション手段の利用推進	55	市民課	障がいや日本語が十分に理解できない人が、それぞれにあったコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを推進します。 ・市役所、企業・店舗の窓口で手話や筆談など障がいに応じた対応の推進 ・タブレットや翻訳機等のコミュニケーション支援機器の活用 ・やさしい日本語の普及促進 ・案内表示・掲示物の多言語対応	・来庁者に合わせた接遇を行い、窓口での手続きが円滑に進むよう、タブレットや翻訳機等支援機器の活用を進める。
3-2-2	拡充	電子図書等の提供	55	文化課	図書館において、来館が困難な人への貸し出しの方法や、活字資料を読むことが困難な方に対するサービスを提供します。 ・福祉施設等への団体貸出 ・対面朗読や大活字本の充実 ・活字を読むことが困難な方のために作成した広報の提供 ・DAISY 図書等の相互貸借サービス、配達サービスの充実 ・電子図書館の普及	・図書館内における福祉用品の整備 ・福祉施設等への団体貸出 ・DAISY図書の郵送 ・広報「あづみの」のDAISY図書製作及びWeb朗読版の作成 ・電子図書館の利用促進 ・障がい者専用の電子図書館「アクセシブルライブラリー」の運用開始に伴う利用促進

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-3-1	継続	安全で快適な道路環境の整備	57	建設整備課	全ての人が安心して移動できるよう、安全な道を整備・維持します。 ・道路における歩道の整備 ・視覚障害者用誘導ブロックの整備 ・既設歩道の段差・急こう配の解消	・安全で安心して移動できるよう、道路における歩道整備について取り組む。(670m)
3-3-1	継続	安全で快適な道路環境の整備	57	維持管理課	全ての人が安心して移動できるよう、安全な道を整備・維持します。 ・道路における歩道の整備 ・視覚障害者用誘導ブロックの整備 ・既設歩道の段差・急こう配の解消	・道路パトロールを行い、道路に不具合箇所があれば、必要に応じて補修を行う。
3-3-1	継続	公共交通の整備・誘導・支援	57	政策経営課	複数の公共交通機関と連動した地域交通ネットワークを形成し、交通弱者の移動手段を確保します。 ・デマンド交通の充実	・デマンド交通あづみんのサービスを充実させるため、LINEの市の公式アカウントからの予約を可能にすることで、予約方法の充実や利用環境の向上に取り組む。
3-3-1	継続	サインガイドラインに基づく案内表示板整備	57	都市計画課	公共施設や観光施設への誘導性を向上させることを主な目的として、サインガイドラインに基づいた案内表示板(サイン)などの整備を実施していきます。	・該当関連施設の建設予定があれば、相手方にお知らせし、任意協力を求める。 ・「豊科公民館・豊科郷土博物館」の指示サインAを国道19号沿いに設置。(生涯学習課予算)
3-3-1	継続	サインガイドラインに基づく案内表示板整備	57	人権共生課	公共施設や観光施設への誘導性を向上させることを主な目的として、サインガイドラインに基づいた案内表示板(サイン)などの整備を実施していきます。	・サインガイドラインの周知等により、施設への誘導性の向上を図る。
3-3-2	継続	ユニバーサルデザインのまちづくり	58	都市計画課	道路や公園など不特定多数の人々が利用する都市施設の整備には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが安心して使えるよう工夫を施すとともに、既存施設のバリアフリー化も推進します。	・町尻公園において、高齢者や障がい者、子ども連れが安全・安心にトイレを利用できるようバリアフリー化工事を行いトイレの多機能化を図る。 ・堀金中央公園において、R6年度計画しているトイレバリアフリー化工事の実設計業務委託を行う。
3-3-2	新規(早期)	公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン	58	財産管理課	公共施設等の整備において、ガイドブック等により担当者のユニバーサルデザインへの意識向上を図り、全ての人が使いやすい施設の整備を目指します。	・基準に沿った施設整備に努めるため、月1回程度開催している係会議の中で情報共有を図り意識向上に努める。
3-3-2	新規(早期)	公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン	58	人権共生課	公共施設等の整備において、ガイドブック等により担当者のユニバーサルデザインへの意識向上を図り、全ての人が使いやすい施設の整備を目指します。	・チェックシートを作成し、ユニバーサルデザインに適した施設整備を目指し働きかける。 ・よりユニバーサルデザインが求められるトイレについては具体的な事例をガイドブックに記載し、使いやすいトイレの整備を促す。
3-3-2	新規(早期)	ユニバーサルデザインチェックの実施	58	財産管理課	公共施設の改修時等に、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を切れ目なく実行し、好循環(スパイラルアップ)を生み出します。	・設計段階でユニバーサルデザインの基準に適合しているかを関係部署と確認し、施工後に評価、改善があれば他の公共施設へ反映させる。
3-3-2	新規(早期)	ユニバーサルデザインチェックの実施	58	人権共生課	公共施設の改修時等に、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を切れ目なく実行し、好循環(スパイラルアップ)を生み出します。	・チェックシートを作成し、ユニバーサルデザインに適した施設整備かどうかのチェックを行い現状の課題を把握するとともに、改善を促す。 ・職員に対しユニバーサルデザインの研修等を行い、身近な改善点等がないか考える意識づくりを進める。
3-3-2	新規(早期)	イベント等におけるユニバーサルデザイン	58	人権共生課	スポーツ、音楽、芸術、観光のイベント等において、全ての人が参加しやすいように、移動手段、会場設営、運営面等での配慮に努めます。	・ユニバーサルデザインガイドブックを作成し、ユニバーサルデザインの具体例を掲載し、職員等への周知を図る。

令和5年度安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり実施計画

3-3-3	継続	災害時の避難行動要支援者対策の充実	58	危機管理課	災害時において、配慮を要する方の迅速な避難につなげるため、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と共有を図るとともに、地域の実情に合わせた避難支援体制づくりを支援します。また、避難行動要支援者等が、安心して避難できるように宿泊施設などの民間施設を活用した避難場所の確保を図ります。	・令和4年度に市内にある6施設と災害時における客室提供に関する協定を締結した。引き続き、宿泊施設等の民間施設を活用した避難場所の確保に取り組む。
3-3-3	継続	災害時の避難行動要支援者対策の充実	58	福祉課	災害時において、配慮を要する方の迅速な避難につなげるため、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関と共有を図るとともに、地域の実情に合わせた避難支援体制づくりを支援します。また、避難行動要支援者等が、安心して避難できるように宿泊施設などの民間施設を活用した避難場所の確保を図ります。	・避難行動要支援者名簿を作成し、地域への情報提供に同意いただいた方については関係機関と情報共有する(関係機関:区、民生児童委員、市社会福祉協議会、豊科消防署、安曇野警察署)。 ・新規名簿掲載対象者等へ通知を送付し、同意書の提出について案内する。
3-3-3	継続	既存住宅のユニバーサルデザイン化への支援	58	障がい者支援課	高齢者や障がい者が自宅の段差解消、便器の洋式化、手すりの設置等を行う場合に、工事費の一部を助成します。	・身体障害者手帳1～3級を交付されている65歳未満で、前年分の所得税額の合計額が世帯全体で8万円以下の方を対象に63万円を補助限度額として補助。(障害者住宅等整備事業補助) ・下肢、体幹、脳病変による運動機能障がい(3級以上)、内部障がい、難病患者を対象に20万円を給付限度額として、日常生活用具給付・住宅改修費による工事費頭の助成。(地域生活支援事業)
3-3-3	継続	既存住宅のユニバーサルデザイン化への支援	58	高齢者介護課	高齢者や障がい者が自宅の段差解消、便器の洋式化、手すりの設置等を行う場合に、工事費の一部を助成します。	・介護保険制度における住宅改修に加え、高齢者にやさしい住宅改良促進事業として、市内に住所を有する65歳以上の方で、所得、介護認定等の一定の要件を満たし、段差解消等の住宅改良工事を実施した場合に費用の一部を補助する。補助金の額は、対象工事に要する費用に100分の90を乗じて得た額(千円未満切捨て)とし、63万円を限度とする。
3-3-3	新規(早期)	ユニバーサルツーリズムの推進	58	観光課	全ての人々が安心して楽しめる旅行を目指し、ユニバーサルツーリズムを推進していきます。	・第2次安曇野市観光振興ビジョン(R5～14年度)で強化する取組として位置付ける「施設整備の促進・補助」や「ユニバーサルツーリズム対応施設の情報発信」に計画的に取り組む多様な旅行ニーズへの対応整備を図る。